

労使協定締結のための従業員代表者立候補受付のご案内

従業員の皆様へ

2020年4月1日から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。

これに基づき、当社で派遣スタッフとして働く方の公正な待遇を実現するため、

賃金体系、昇給方法、評価方法などの規定を整備することになりました。

これについては従業員の代表者と使用者の間で労使協定を締結する必要があります。

それに伴い、従業員の代表者として「過半数代表者」を選出するため、下記の要領で立候補を受付けます。

記

①受付期間

2023年3月10日18:00～2023年3月13日18:00

②立候補および推薦方法

人材派遣宛へメール・電話連絡・直接連絡

③代表者決定方法

立候補者がいれば、その立候補者の中から投票で選出します。

立候補者がいなければ、あらためて期日を指定して適任と思う人の推薦を募り、その後信任投票を行います。

従業員の過半数の信任があれば、その人を従業員の過半数代表者として決定します。

④その他

会社は法に基づき、過半数代表者であることを理由として不利益な取扱いはいたしません。

また、過半数代表者が協定に関する事務を円滑に遂行できるよう必要な配慮を行います。

以上